

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

平成30年3月23日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住 所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしゃえぬ・てい・てい・どこも
氏 名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先 経営企画部 企画調整室

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成30年3月30日
------	------------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新	旧
目次	目次
第 10 章 料金等……………24	第 10 章 料金等……………24
第 3 節の 2 その他の費用の支払務……………26	第 3 節の 2 その他の費用の支払務……………26
第 56 条の 2 ユニバーサルサービス料の支払義務……………26	第 56 条の 2 ユニバーサルサービス料の支払義務……………26
第 56 条の 3 U S I Mカードの貸与に係る費用の支払義務……………27	第 56 条の 3 U S I Mカードの貸与に係る費用の支払義務……………27
<u>第 56 条の 4 業務支援システムの利用に係る費用の支払義務……………27</u>	

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新	旧
<p>(債務の履行の担保)</p> <p>第 64 条の 3 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。</p> <p>(1)接続に関し負担すべき金額について、過去 1 年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと（接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）があるとき</p> <p>(2) 第 61 条の 2（期限の利益喪失）第 1 項第 1 号から第 5 号又は第 9 号の規定に該当するとき</p> <p>(3) 直近の決算において債務超過であるとき</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき <u>（ただし、その接続申込者が、支払いを怠るおそれがないことを示す資料を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。）</u></p> <p>(5) 第 39 条の 2（情報の提出）第 2 項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき</p> <p>(6) 前条第 1 項の規定に基づき当社が申し入れた協議、又は前条第 2 項に基づき当社が求めた債務の履行の担保に合理的な理由なく応じないとき</p> <p>(7) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき</p>	<p>(債務の履行の担保)</p> <p>第 64 条の 3 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。</p> <p>(1)接続に関し負担すべき金額について、過去 1 年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと（接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）があるとき</p> <p>(2) 第 61 条の 2（期限の利益喪失）第 1 項第 1 号から第 5 号又は第 9 号の規定に該当するとき</p> <p>(3) 直近の決算において債務超過であるとき</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき</p> <p>(5) 第 39 条の 2（情報の提出）第 2 項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき</p> <p>(6) 前条第 1 項の規定に基づき当社が申し入れた協議、又は前条第 2 項に基づき当社が求めた債務の履行の担保に合理的な理由なく応じないとき</p> <p>(7) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき</p>

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新				旧					
料金表				料金表					
第1表 接続料金				第1表 接続料金					
第1 網使用料				第1 網使用料					
1 適用 (略)				1 適用 (略)					
2 料金額				2 料金額					
区 分	単 位	料金額	備 考	区 分	単 位	料金額	備 考		
(1)通話モード接続機能	1秒ごとに	<u>0.041562円</u>	-	(1)通話モード接続機能	1秒ごとに	<u>0.044138円</u>	-		
(2)64kb/s デジタル通信モード接続機能	1秒ごとに	<u>0.074813円</u>	-	(2)64kb/s デジタル通信モード接続機能	1秒ごとに	<u>0.079448円</u>	-		
(3)ショートメッセージ通信モード接続機能	1通信ごとに	<u>0.43567円</u>	-	(3)ショートメッセージ通信モード接続機能	1通信ごとに	<u>0.49689円</u>	-		
(4)衛星電話接続機能	1秒ごとに	<u>1.24832円</u>	-	(4)衛星電話接続機能	1秒ごとに	<u>0.83221円</u>	-		
(5)M N P 転送機能	1秒ごとに	<u>0.010376円</u>	-	(5)M N P 転送機能	1秒ごとに	<u>0.049301円</u>	-		
(6) F O M A 直収 パケット接続機能	ア GTP 接続 のもの	(ア) 10Mb/s	<u>552,075 円</u>	月額	(6) F O M A 直収 パケット接続機能	ア GTP 接続 のもの	(ア) 10Mb/s	<u>674,818 円</u>	月額
		(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	<u>55,207 円</u>	月額			(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	<u>67,481 円</u>	月額
イ 削除				イ 削除					

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新					旧				
(7) Xi直収 パケット接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s のもの	<u>552,075 円</u>	月額	(7) Xi直収 パケット接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s のもの	<u>674,818 円</u>	月額
		(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	<u>55,207 円</u>	月額			(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	<u>67,481 円</u>	月額
	イ 削除					イ 削除			
(8)FOMA 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ご とに		<u>94 円</u>	月額	(8)FOMA 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ご とに		<u>97 円</u>	月額
(9)Xi 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ご とに		<u>94 円</u>	月額	(9)Xi 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ご とに		<u>97 円</u>	月額
(10)~(11) (略)					(10)~(11) (略)				
(12)FOMA 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ご とに		13 円	月額	(12)FOMA 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ご とに		13 円	月額
(13)Xi 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ご とに		13 円	月額	(13)Xi 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ご とに		13 円	月額

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新				旧			
2 料金額				2 料金額			
2-1 算出式 (略)				2-1 算出式 (略)			
2-2 年額料金の算定に係る比率				2-2 年額料金の算定に係る比率			
区 分			内 容	区 分			内 容
諸掛費率			<u>0.067</u>	諸掛費率			<u>0.084</u>
設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数期間内	<u>0.085</u>	ソフトウェア	法定耐用年数期間内	<u>0.085</u>	
		法定耐用年数経過後	<u>0.050</u>		法定耐用年数経過後	<u>0.051</u>	
	ハードウェア	法定耐用年数期間内	<u>0.090</u>	ハードウェア	法定耐用年数期間内	<u>0.090</u>	
		法定耐用年数経過後	<u>0.050</u>		法定耐用年数経過後	<u>0.051</u>	
	土地		<u>0.085</u>	土地		<u>0.083</u>	
	通信用建物		<u>0.042</u>	通信用建物		<u>0.041</u>	

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新						旧					
(3) 直 収パケッ ト接続 に係るデ ータ設 定工事 費	第5条(標準的 な接続箇所)表 中第2欄に規定す る接続箇所におけ る接続に係るIP アドレス、ルーティ ング設定等情報を登 録する工事に要す る費用	アイ以外の 場合	1工 事ごと に	1(適用) 第1欄のお り	—	(3) 直 収パケッ ト接続 に係るデ ータ設 定工事 費	第5条(標準的 な接続箇所)表 中第2欄に規定す る接続箇所におけ る接続に係るIP アドレス、ルーティ ング設定等情報を登 録する工事に要す る費用	アイ以外の 場合	1工 事ごと に	1(適用) 第1欄のお り	—
		イ接続回 線帯域幅の 変更に係る 工事	1工 事ごと に	<u>30,100円</u>	適用時間 帯が平日 昼間以外 となるもの について は、1 (適用) 第1欄の とおりしま す。			イ接続回 線帯域幅の 変更に係る 工事	1工 事ごと に	<u>31,180円</u>	適用時間 帯が平日 昼間以外 となるもの について は、1 (適用) 第1欄の とおりしま す。
2-2 算出式 (略)						2-2 算出式 (略)					

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新			旧		
2-3 2-2に適用する作業単金			2-3 2-2に適用する作業単金		
区分	単位	内容	区分	単位	内容
平日昼間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,020円</u>	平日昼間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,236円</u>
平日夜間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,837円</u>	平日夜間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,072円</u>
平日深夜	一人あたり1時間ごとに	<u>7,946円</u>	平日深夜	一人あたり1時間ごとに	<u>8,206円</u>
土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,188円</u>	土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,430円</u>
土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに	<u>8,296円</u>	土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに	<u>8,564円</u>

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新						旧					
第3表 その他の費用						第3表 その他の費用					
第1 USIMカードの貸与に係る費用						第1 USIMカードの貸与に係る費用					
1 USIMカードの貸与に係る費用の額						1 USIMカードの貸与に係る費用の額					
区分		単位	形状	費用の額	備考	区分		単位	形状	費用の額	備考
USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	<u>341円</u>	FOMA直取ポケット接続機能又はXi直取ポケット接続機能での利用が可能です。	USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	<u>394円</u>	FOMA直取ポケット接続機能又はXi直取ポケット接続機能での利用が可能です。

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新	旧
<p>附 則 (平成 29 年 12 月 21 日経企第 2169 号)</p> <p>この改正規定は、平成 29 年 12 月 28 日から実施します。</p> <p>ただし、この改正規定のうち、第 87 条第 2 項に規定する、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報の提供については、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 第 8 欄及び第 9 欄に規定する料金額は原価算定期間が平成 28 年 4 月 1 日以降のものから、料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額は平成 30 年 4 月 1 日以降に適用するものから実施します。また、原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報の提供については、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 第 8 欄及び第 9 欄に規定する料金額は原価算定期間が平成 29 年 4 月 1 日以降のものから、料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額は、平成 31 年 4 月 1 日以降に適用するものから実施します。</p>	<p>附 則 (平成 29 年 12 月 21 日経企第 2169 号)</p> <p>この改正規定は、平成 29 年 12 月 28 日から実施します。</p> <p>ただし、この改正規定のうち、第 87 条第 2 項に規定する、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報の提供については、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 第 8 欄及び第 9 欄に規定する料金額は原価算定期間が平成 28 年 4 月 1 日以降のものから、料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額は平成 30 年 4 月 1 日以降に適用するものから実施します。また、原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報の提供については、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 第 8 欄及び第 9 欄に規定する費用の額は原価算定期間が平成 29 年 4 月 1 日以降のものから、料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額は、平成 31 年 4 月 1 日以降に適用するものから実施します。</p>

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新		旧			
<p>附 則 (平成 30 年 3 月 23 日経企第 2980 号)</p> <p>(実施時期)</p> <p>1 この改正規定は、平成 30 年 3 月 30 日から実施します。</p> <p>(U S I Mカードの貸与に係る費用の額)</p> <p>2 当社は、この改正規定実施の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間において、U S I Mカードの貸与に係る費用について、料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p>					
区分	単位	形状	費用の額	備考	
<p>U S I Mカードの貸与に係る費用</p>	<p>U S I Mカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用</p>	<p>1 枚ごと</p>	<p>Plug-in U I C C、Mini-U I C C、又は4 F F</p>	<p>394 円</p>	<p>F O M A 直収ポケット接続機能又はX i直収ポケット接続機能での利用が可能です。</p>

接続約款新旧対照表 (2018/3/30 改正)

新	旧
<p><u>(網使用料の遡及適用)</u></p> <p><u>3 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)第6欄及び第7欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</u></p>	